

ナナ・ファーム須磨ポイントカード 会員規約

(通則)

第1条 ナナ・ファーム須磨ポイントカード会員規約は、阪神高速サービス株式会社（以下「当社」という。）がナナ・ファーム須磨ポイントカード会員（以下、「会員」という。）に対し発行する、ナナ・ファーム須磨ポイントカード（以下、「ポイントカード」という。）の発行及び利用方法等について、必要な事項を定めるものです。

(会員および本サービス)

第2条 会員とは、本規約を承認の上、次項に定める本サービスの提供を受けるため、ご利用される会員ご自身が、当社所定の入会申込書（以下、「申込書」という。）に必要事項（以下、「会員情報」という。）を記入してポイントカードの発行及び利用の申込みを行い、当社が本申込を承認した15歳以上の個人（但し、中学生を除く。）をいいます。

2 本サービスとは、会員が第6条に基づき積み立てた一定のポイント数を、代金のお支払い時にご利用いただけるサービスをいいます。

(適用関係)

第3条 本規約は、本サービスを会員が利用するにあたり、当社と会員との全ての関係に適用されるものとします。

(カードの発行と利用)

第4条 会員にはポイントカードをおひとりにつき1枚発行いたします。発行当日から当社が指定するナナ・ファーム須磨内所定の直営店舗（以下、「直営店」という。）にてご利用いただけます。カードは、裏面に署名された会員ご本人のみが利用できるものとし、譲渡・貸与することはできません。

(カード発行料)

第5条 会員は、当社に対してカード発行料100円（税込）を支払うものとします。なお、カード発行料はカード発行時に支払うものとします。お支払い後のカード発行料は返還しません。

(ポイントの付与)

第6条 会員は当社が運営している直営店を利用し、レジ精算前にポイントカードを提示された場合に限り、支払金額100円（税込）につき1ポイントを付与いたします。第7条

(改訂内容とけこみ)

第1項に基づくポイントご利用額及び100円(税込)未満はポイント付与いたしません。レシート1枚ごとに計算し、1ポイント未満は切り捨てとなります。なお、次項のとおり商品又はサービス、支払方法によっては一部ポイントが付与できない場合があります。また、レジ精算後のポイント付与はできません。

2 一 ポイント付与の対象外となる商品又はサービス

- ・宅急便等の送料
- ・電気自動車充電料金
- ・その他当社がポイント対象外と指定する商品及びサービス

二 ポイント付与の対象となる支払方法

- ・現金
- ・クレジットカード
- ・その他当社が指定する支払方法

3 複数枚のカードにそれぞれ付与されたポイントの合算はいたしません。

(ポイントによる特典の取得)

第7条 積み立てたポイントは100ポイントを100円と換算して、100円単位で次回以降の代金のお支払い時にご利用いただけます。利用されたポイントは、累計ポイントからマイナスされます。ポイント利用金額(100円単位)未満の代金のお支払いにはご利用できません。

2 ポイントを換金することはできません。

3 不正な手段により取得されたポイントは無効といたします。また、それにより既に特典をご利用されていた場合は、ご返金等の措置を取らせていただきます。

(お買上げ商品返品時の処理)

第8条 会員はお買上げ金額に応じてポイント付与された商品を返品する場合、お買上げレシートとともにポイントカードを提示するものとし、お買上げ時に付与された返品商品のポイント分について抹消手続きを行うものとします。また、返品前に抹消対象となるポイントを既にご利用されていた場合は、ご利用ポイント相当額を請求させていただきます。

(ポイントの照会)

第9条 積み立てたポイントの累計はポイントカード券面にて確認することができます。

(届出事項の変更)

第10条 会員は会員情報に変更があった場合、すみやかにナナ・ファーム須磨のサービスカウンター(以下、「サービスカウンター」という。)へ申出て、変更手続きを行うものとします。

(改訂内容とけこみ)

- 2 会員が変更手続きを行わなかった場合、当社は本サービスを会員に提供しないことができるものとし、会員はあらかじめこれを承諾します。なお、この場合において、会員が何らかの損害等を被ったときでも、当社は一切責任を負いません。

(ポイントカードの紛失・盗難・破損・磁気不良等による再発行)

第 11 条 会員は、ポイントカードを紛失、滅失もしくは毀損（磁気不良を含む、以下同じ）し、または盗難にあった場合、すみやかにその旨をサービスカウンターへ申出るものとします。なお、この場合、当社は一切の責任を負担しません。

- 2 会員がポイントカードを紛失、滅失もしくは毀損し、または盗難にあった場合で、会員がカードの再発行を希望する場合、当社は新しいポイントカードを再発行します。
- 3 会員がポイントカードを紛失、滅失し、または盗難にあった場合で、当社が前項の定めに従ってポイントカードを再発行する場合、会員は当社に対してカード再発行料 100 円（税込）を支払うものとします。
- 4 ポイントカードが毀損した場合、カード再発行料は無償とします。
- 5 ポイントカードが紛失、滅失し、または盗難にあった場合、当該ポイントカードにかかるポイントは原則として無効となります。
- 6 ポイントカードが毀損した場合、当該ポイントカードにかかるポイントは引き続き有効とし、再発行したポイントカードに付け替えます。なお、この場合、会員は毀損したポイントカードを当社へ返却するものとします。

(会員資格の喪失)

第 12 条 会員が以下の項目のいずれかに該当するときは会員の資格を喪失し、積み立てたポイントは無効となります。なお、この場合、会員は当社に対しポイントカードを返却するものとします。

- 一 発行及び利用の申込みに際し、虚偽の申告があった場合
- 二 本規約に違反し、当社が会員として不適格であると判断した場合
- 三 ポイントカードの利用にあたり、不正な行為があった場合
- 四 本規約に同意いただけない場合
- 五 その他、当社が会員として不適当と判断した場合

(退会)

第 13 条 会員の都合により退会する場合は、すみやかにサービスカウンターへお届けのうえ、ポイントカードをご返却ください。退会されますと、積み立てたポイントは無効となります。

(反社会的勢力の排除)

(改訂内容とけこみ)

第14条 会員は、会員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定義する暴力団、指定暴力団等及びこれら団体の構成員、暴力団排除条例等に基づき暴力団排除の対象とされている団体又は個人、その他反社会的勢力の団体及びその構成員（以下これらを総称して「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証するものとします。

- 一 不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- 二 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(本規約の変更)

第15条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、次項に定める方法により、本規約を変更することができます。

- 一 変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。
 - 二 変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。
- 2 前項に基づく変更に当たっては、当社は、効力発生日を定めた上で、本規約を変更する旨、変更後の内容および効力発生日をナナ・ファーム須磨ホームページにおいて公表するほか、必要がある時にはその他適切な方法で周知いたします。
- 3 当社は、前各項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容をナナ・ファーム須磨ホームページにおいて公表する方法（必要がある時にはその他適切な方法を含みます。）により周知した上で、本規約の変更手続を行うことができます。この場合には、会員は、当該周知の後にカードを利用することにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されます。

(ポイントカードの内容の終了及び休止)

第16条 ポイントカードの取り扱いを終了した場合、積み立てたポイントは無効となります。

- 2 また当社はポイントカードの利用の全部または一部を休止することができるものとします。
- 3 当社は前各項の終了または休止により会員に不利益または損害が生じた場合でも一切責任を負いません。

(個人情報管理)

第17条 会員は、当社が個人情報を取得し、当社および当社が指定する会社に委託し登録・管理することを承諾するものとします。当社および当該委託先企業はお預かりした個人情報の取り扱いについて、十分注意を払い保護に努めるものとします。会員は、収集した個人情報について、当社および当該委託先企業が以下の目的の場合に利用することに同意しま

す。

- 一 届出事項の内容に不備または不明な点がある場合の確認連絡のため
 - 二 ナナ・ファーム須磨からのご案内を郵送することにご了承いただいた会員にご案内を送付するため
 - 三 ポイントカードの利用内容に関して、当社から会員に対して連絡する必要が生じた場合に連絡を行うため
 - 四 その他、会員からのお問合せへの対応や各種の連絡を行うため
 - 五 会員の購買動向調査や当社が実施した販売促進活動の効果検証、また当社の販売促進計画策定のため
- 2 当社は、法律で定められている場合を除いて、本サービスにより取得した情報を含む会員の個人情報を、当該本人の同意を得ず第三者に提供することはありません。
 - 3 会員は、当社が本規約に関する業務を第三者に委託するため、当該委託先に個人情報の処理を委託する必要があることを承諾します。この場合、当社は個人情報を適切に取り扱っていると認められる委託先を選定し、契約等において個人情報の適正管理・機密保持などにより会員の個人情報の漏洩防止に必要な事項を取り決め、適切な管理を実施させるものとします。

(個人情報に関する会員の権利)

第 18 条 会員には、本人に関する個人情報の利用目的の通知・開示・訂正・追加・削除及び利用又は提供の拒否権を要求する権利があります。

(本規約の不同意)

第 19 条 当社は、ポイントカードの申込み希望者が、申込みに際し、申込書に記載すべき必要な事項の記載を希望しない場合又は本規約に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合、ポイントカードの入会をお断りすることがあります。

(退会の場合の個人情報の取り扱い)

第 20 条 退会等により会員でなくなった場合でも、会員の個人情報は第 17 条に基づき一定期間利用されます。

(お問合せ窓口)

第 21 条 本規約についてのお問合せ（会員の個人情報の取り扱いに関する事項を除く。）は、サービスカウンターまでお申し出ください。なお、お問合せ時には本人確認のため本人を証明する書類をご提示頂く場合があります。

(個人情報保護管理者)

(改訂内容とけこみ)

第 22 条 会員の個人情報の取り扱いについては下記の窓口までご連絡いただくか「個人情報保護方針」をご確認ください。

<阪神高速サービス株式会社（個人情報問合せ窓口）>

電話番号：06-6448-2120

個人情報保護管理者：総務部長

附則

本規約は、平成 27 年 10 月 21 日から適用します。

本規約の一部を改訂し、令和 4 年 11 月 1 日から適用します。

本規約の一部を改訂し、令和 5 年 5 月 1 日から適用します。